

令和4年度 第1回

稲沢市国民健康保険運営協議会資料

市民福祉部国保年金課

資料目次

1	国民健康保険税の課税限度額の改正について	1 頁
2	令和3年度国民健康保険の事業状況について	
	(1) 令和3年度国民健康保険特別会計収支計算書	4 頁
	(2) 令和3年度医療費等の動向	6 頁
	(3) 令和3年度国民健康保険税の収納状況	7 頁
3	令和3年度保健事業の実施状況について	8 頁

1 国民健康保険税の課税限度額の改正について

(1) 課税限度額とは

国民健康保険税は医療給付費分（医療費などにあてられる財源）、後期高齢者支援金等分（75歳以上の方の医療費などにあてられる財源）、介護納付金分（介護サービス費などにあてられる財源）の3つの区分によって算定した税額の合算額となります。

この区分ごとに課税限度額が定められており、算定した税額が課税限度額を超える場合は、この課税限度額を税額とすることになっています。

(2) 根拠法令

地方税法施行令（第56条の88の2）において国の法定限度額が規定されており、その範囲内で、各市町村が条例により課税限度額を定めることになっています。

(3) 課税限度額の改正案について

ア 改正理由

被保険者間の保険税負担の公平の確保と中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令において法定限度額が改正されたことに基づき、課税限度額を改正するもの。

イ 改正内容

医療給付費分の課税限度額を65万円（現行63万円）に、後期高齢者支援金等分の課税限度額を20万円（現行19万円）に引き上げる。

区 分	現行	改正後	比較
医療給付費分	63万円	65万円	+2万円
後期高齢者支援金等分	19万円	20万円	+1万円
介護納付金分	17万円	17万円	—
(合 計)	99万円	102万円	+3万円

(4) 改正による影響について

ア 限度超過世帯数及び限度超過額の比較

区 分	現行	改正後	影響世帯数・税増加額		
			（上段）限度超過世帯数 （下段）限度超過額	満額増加世帯	←以外の税額 増加世帯
医療給付 費分	217世帯 114,003,106円	209世帯 109,781,954円	209世帯 4,180,000円	8世帯 41,151円	217世帯 4,221,151円
後期高齢者 支援金等分	330世帯 53,019,156円	297世帯 49,914,932円	297世帯 2,970,000円	33世帯 134,225円	330世帯 3,104,225円
介護納付 金分	136世帯 18,288,126円	136世帯 18,288,126円	— —	— —	— —
全体	185,310,388円	177,985,012円	7,150,000円	175,376円	7,325,376円

※「現行」はR3年度（本算定時）のデータにR4年度の改正税率を適用し、被保険者数や世帯数の減少を考慮して再計算した推計値

※「改正後」は「現行」の推計値に賦課限度額を置き換えて算出したもの

イ 限度超過世帯の比較（年税額）※

【現行】

被保険者数 (給与収入) 所得	1人	2人	3人	4人	5人
	世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
(9,000,000円) 7,050,000円	808,100円	850,900円	867,600円	882,900円	895,300円
(10,000,000円) 8,050,000円	898,300円	923,100円	935,500円	947,900円	960,300円
(11,000,000円) 9,050,000円	963,300円	988,100円	990,000円	990,000円	990,000円
(12,000,000円) 10,050,000円	990,000円	990,000円	990,000円	990,000円	990,000円
(13,000,000円) 11,050,000円	990,000円	990,000円	990,000円	990,000円	990,000円

【改正後】

被保険者数 (給与収入) 所得	1人	2人	3人	4人	5人
	世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子1人	世帯主 妻、子2人	世帯主 妻、子3人
(9,000,000円) 7,050,000円	808,100円	850,900円	867,600円	884,300円	901,000円
(10,000,000円) 8,050,000円	906,500円	933,100円	945,500円	957,900円	970,300円
(11,000,000円) 9,050,000円	973,300円	998,100円	1,010,500円	1,020,000円	1,020,000円
(12,000,000円) 10,050,000円	1,020,000円	1,020,000円	1,020,000円	1,020,000円	1,020,000円
(13,000,000円) 11,050,000円	1,020,000円	1,020,000円	1,020,000円	1,020,000円	1,020,000円

※条件：①所得は、世帯主の給与のみ

②世帯主と妻が40歳以上65歳未満（介護納付金分あり）

③子どもは全て高校生以下（均等割軽減対象）

【参考】

地方税法施行令（抜粋）

（国民健康保険税の基礎課税額等の限度）

第五十六条の八十八の二 法第七百三の四第十一項に規定する政令で定める金額は、**六十五万円**とする。

2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、**二十万円**とする。

3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、**十七万円**とする。

これまでの税率税額の改正経過

< 国保税（医療給付費分）改定状況 >

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	法定限度額
25年度	5.90%	(廃止)	26,000円	21,200円	51万円	51万円
26年度	5.90%	—	26,000円	21,200円	51万円	51万円
27年度	5.90%	—	26,000円	21,200円	52万円	52万円
28年度	5.90%	—	26,000円	21,200円	54万円	54万円
29年度	5.90%	—	26,000円	21,200円	54万円	54万円
30年度	6.20%	—	24,600円	18,000円	58万円	58万円
31年度	6.20%	—	24,600円	18,000円	61万円	61万円
2年度	6.20%	—	24,600円	18,000円	63万円	63万円
3年度	6.20%	—	24,600円	18,000円	63万円	63万円
4年度	6.50%	—	24,800円	18,200円	※ 65万円	65万円

※改正案

< 国保税（後期高齢者支援金等分）改定状況 >

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	法定限度額
25年度	1.80%	(廃止)	7,500円	6,400円	14万円	14万円
26年度	1.80%	—	7,500円	6,400円	16万円	16万円
27年度	1.80%	—	7,500円	6,400円	17万円	17万円
28年度	1.80%	—	7,500円	6,400円	19万円	19万円
29年度	1.80%	—	7,500円	6,400円	19万円	19万円
30年度	2.20%	—	8,400円	6,600円	19万円	19万円
31年度	2.20%	—	8,400円	6,600円	19万円	19万円
2年度	2.20%	—	8,400円	6,600円	19万円	19万円
3年度	2.20%	—	8,400円	6,600円	19万円	19万円
4年度	2.40%	—	8,600円	6,800円	※ 20万円	20万円

※改正案

< 国保税（介護納付金分）改定状況 >

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	法定限度額
25年度	1.50%	(廃止)	8,500円	4,800円	12万円	12万円
26年度	1.50%	—	8,500円	4,800円	14万円	14万円
27年度	1.50%	—	8,500円	4,800円	16万円	16万円
28年度	1.50%	—	8,500円	4,800円	16万円	16万円
29年度	1.50%	—	8,500円	4,800円	16万円	16万円
30年度	1.90%	—	9,600円	4,800円	16万円	16万円
31年度	1.90%	—	9,600円	4,800円	16万円	16万円
2年度	1.90%	—	9,600円	4,800円	17万円	17万円
3年度	1.90%	—	9,600円	4,800円	17万円	17万円
4年度	2.20%	—	9,800円	5,200円	17万円	17万円

2 令和3年度国民健康保険の事業状況について

(1) 令和3年度国民健康保険特別会計収支計算書

【歳入】

	令和2年度 決算額①	令和3年度		対前年度比 ③÷①	収入率 ③÷②	令和4年度 当初予算額	備考
		予算現額②	決算見込額③				
国民健康保険税	2,715,422,457円	2,409,429,000円	2,630,311,108円	96.9%	109.2%	2,523,593,000円	
使用料及び手数料	250円	1,000円	0円	0.0%	0.0%	1,000円	
国庫支出金	12,365,000円	3,744,000円	3,772,000円	30.5%	100.7%	168,000円	
県支出金	8,206,670,708円	8,922,199,000円	8,831,426,902円	107.6%	99.0%	8,830,876,000円	
財産収入	194,336円	1,000円	176,784円	91.0%	17,678.4%	1,000円	
繰入金	929,266,817円	1,013,347,000円	913,346,622円	98.3%	90.1%	1,123,860,000円	
繰越金	261,414,924円	262,506,000円	268,578,776円	102.7%	102.3%	100,001,000円	
諸収入	43,738,852円	30,584,000円	52,439,171円	119.9%	171.5%	31,500,000円	
合 計	12,169,073,344円	12,641,811,000円	12,700,051,363円	104.4%	100.5%	12,610,000,000円	

繰入金の内訳

一般 会 計 繰 入 金	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	335,777,355円	347,250,000円	347,250,000円	103.4%	100.0%	347,250,000円	
	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	206,749,018円	207,844,000円	207,843,842円	100.5%	100.0%	207,844,000円	
	職員給与費等繰入金	144,420,000円	138,855,000円	138,855,000円	96.1%	100.0%	147,159,000円	
	出産育児一時金繰入金	25,200,000円	22,400,000円	22,400,000円	88.9%	100.0%	16,800,000円	
	財政安定化支援事業繰入金	41,390,000円	40,981,000円	40,981,000円	99.0%	100.0%	40,379,000円	
	福祉医療制度波及繰入金	46,999,927円	47,479,000円	47,478,780円	101.0%	100.0%	168,533,000円	
	国民健康保険税減免措置繰入金	9,005,000円	8,500,000円	8,500,000円	94.4%	100.0%	7,666,000円	
	保健事業費繰入金	39,725,517円	40,038,000円	40,038,000円	100.8%	100.0%	41,458,000円	
	未就学児均等割保険税繰入金	-	-	-	-	-	6,771,000円	
基金繰入金	80,000,000円	160,000,000円	60,000,000円	75.0%	37.5%	140,000,000円		

【歳出】

	令和2年度 決算額①	令和3年度		対前年度比 ③÷①	執行率 ③÷②	令和4年度 当初予算額	備考
		予算現額②	決算見込額③				
総務費	146,037,550円	139,892,000円	134,615,829円	92.2%	96.2%	151,319,000円	
保険給付費	8,047,310,354円	8,802,301,000円	8,607,608,682円	107.0%	97.8%	8,698,241,000円	
国民健康保険事業費納付金	3,550,349,714円	3,539,180,000円	3,539,177,875円	99.7%	100.0%	3,604,459,000円	
保健事業費	120,771,515円	126,831,000円	125,196,154円	103.7%	98.7%	129,820,000円	
基金積立金	0円	1,000円	0円	-	0.0%	1,000円	
公債費	0円	1,000円	0円	-	0.0%	1,000円	
諸支出金	36,025,435円	32,605,000円	25,998,508円	72.2%	79.7%	25,159,000円	
予備費	-	1,000,000円	-	-	-	1,000,000円	
合 計	11,900,494,568円	12,641,811,000円	12,432,597,048円	104.5%	98.3%	12,610,000,000円	

歳入－歳出	268,578,776円	-	267,454,315円	99.6%	-	-	
単年度収支	7,163,852円	-	△ 1,124,461円	-	-	-	

(2) 令和3年度医療費等の動向

項目	令和元年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	決算	決算	伸び率	決算見込	伸び率	当初予算
療養給付費	7,352,434,316円	6,950,475,122円	94.5%	7,430,665,962円	106.9%	7,494,180,000円
療養費	97,261,651円	82,678,651円	85.0%	81,388,180円	98.4%	78,078,000円
高額療養費	980,038,760円	955,579,280円	97.5%	1,044,612,397円	109.3%	1,068,561,000円
高額介護合算療養費	637,676円	655,449円	102.8%	431,773円	65.9%	751,000円
療養諸費 計	8,430,372,403円	7,989,388,502円	94.8%	8,557,098,312円	107.1%	8,641,570,000円
出産育児一時金	24,369,844円	27,656,000円	113.5%	18,060,000円	65.3%	25,200,000円
葬 祭 費	8,100,000円	8,400,000円	103.7%	9,350,000円	111.3%	9,500,000円
傷病手当金	-	34,135円	皆増	412,447円	1,208.3%	100,000円
合 計	8,462,842,247円	8,025,478,637円	94.8%	8,584,920,759円	107.0%	8,676,370,000円

年平均世帯数	一般	16,879世帯	16,716世帯	99.0%	16,613世帯	99.4%	16,430世帯
	退職	6世帯	0世帯	皆減	0世帯	-	0世帯
	計	16,885世帯	16,716世帯	99.0%	16,613世帯	99.4%	16,430世帯
年平均被保険者数	一般	27,545人	26,837人	97.4%	26,329人	98.1%	25,700人
	退職	13人	0人	皆減	0人	-	0人
	計	27,558人	26,837人	97.4%	26,329人	98.1%	25,700人

一人当たりの療養諸費 (保険者負担額)	305,914円	297,701円	97.3%	325,007円	109.2%	336,248円
------------------------	----------	----------	-------	----------	--------	----------

(3) 令和3年度 国民健康保険税の収納状況

各年 翌3月末現在

区 分	令和2年度調定分					令和3年度調定分						(参考) 令和2年度 決算 収納率
	調定額		収入済額		収納率 ①	調定額		収入済額		収納率 ②	収納率 前年比 ②-① (ポイント)	
	(円)	前年比	(円)	前年比		(円)	前年比	(円)	前年比			
国民健康保険税	3,344,817,669	95.9%	2,695,572,590	98.1%	80.6%	3,196,321,065	95.6%	2,616,732,238	97.1%	81.9%	1.3	81.2%
現年課税分	2,699,666,700	96.9%	2,553,174,248	97.6%	94.6%	2,626,285,500	97.3%	2,489,087,599	97.5%	94.8%	0.2	95.3%
滞繰課税分	645,150,969	92.2%	142,398,342	108.2%	22.0%	570,035,565	88.4%	127,644,639	89.6%	22.4%	0.4	22.0%

※収納率は、還付未済額を除いて計算

3 保健事業の実施状況について

(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況(各年度4月1日現在)

	特定健康診査			特定保健指導(動機付け支援)			特定保健指導(積極的支援)		
	令和2年度	令和3年度	伸び率	令和2年度	令和3年度	伸び率	令和2年度	令和3年度	伸び率
対象者数	22,242人	22,267人	100.1%	816人	788人	96.57%	199人	189人	94.97%
受診(利用)者数	10,203人	10,483人	102.7%	84人	98人	116.67%	12人	6人	50.00%
受診(利用率)	45.87%	47.08%	+1.21ポイント	10.29%	12.44%	+2.15ポイント	6.03%	3.17%	△ 2.86ポイント

(2) データヘルス計画に基づく保健事業実施状況(令和3年度)

〇〇

事業名	目的及び概要	(実施月)												実施状況		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
糖尿病性腎症重症化予防	糖尿病性腎症の重症化を防ぐため、血糖値が高いにも関わらず未治療の者に対して保健指導を実施する。											○実施	○実施	○実施	○実施	令和3年度の特定健診において高血糖であったにも関わらず未治療の者に対し、保健師が保健指導を実施する。 保健指導対象者 30人 【結果】 受診勧奨率(訪問、電話、通知での勧奨): 30人/30人(100%)【目標: 100%】 医療機関受診率: 5人/30人(16.7%)【目標: 40%】 検査値改善率: 令和4年度に健診結果で確認【目標: 70%】 令和3年度改善率 5/16人(31.3%)【目標70%】
高血圧重症化予防	特定健康診査で血圧値が受診勧奨判定値以上であるにも関わらず未治療の者に対して、医療機関の受診を勧奨する。											○実施	○実施	○実施	○実施	令和3年度の特定健診において高血圧であったにも関わらず未治療の者に対し、保健師が医療機関受診を電話で勧奨する。 受診勧奨対象者 231名 【結果】 受診勧奨率(電話での勧奨): 231人/231人(100%)【目標100%】 医療機関受診率: 39人/231人(16.9%)【目標: 20%】